

建築確認申請等の手数料（令和8年4月1日改正）

＜建築確認及び完了検査等の申請手数料（計画通知も含む）＞

● 建築物

新 (単位：円)

床面積の合計 (m ²)	~30 以内	30 超~100 以内	100 超~200 以内	200 超~300 以内	300 超~500 以内	500 超~1,000 以内	1,000 超~2,000 以内	2,000 超~10,000 以内	10,000 超~50,000 以内	50,000 超~
確 認	14,900 (11,100)	29,200 (19,100)	40,200 (25,300)	53,200	76,300	134,200	148,400	307,100	407,300	657,200
中間検査	19,900 (13,600)	28,000 (17,900)	39,500 (24,000)	54,700	56,700	62,100	68,300	117,700	210,300	414,700
完了検査	19,300 (13,600)	28,000 (18,500)	40,700 (25,400)	55,200	60,900	74,900	83,600	153,800	281,700	575,200
完了検査 (中間検査を受けた場合)	18,300 (12,600)	27,000 (17,500)	38,700 (23,400)	53,200	58,900	71,900	78,600	143,800	271,700	565,200

旧 (単位：円)

床面積の合計 (m ²)	~30 以内	30 超~100 以内	100 超~200 以内	200 超~500 以内	500 超~1,000 以内	1,000 超~2,000 以内	2,000 超~10,000 以内	10,000 超~50,000 以内	50,000 超~
確 認	11,000	18,000	27,000	38,000	68,000	96,000	213,000	378,000	660,000
中間検査	14,000	16,000	22,000	30,000	50,000	68,000	145,000	204,000	391,000
完了検査	15,000	19,000	24,000	33,000	55,000	75,000	171,000	244,000	449,000
完了検査 (中間検査を受けた場合)	14,000	18,000	22,000	31,000	52,000	70,000	161,000	234,000	439,000

※1：計画変更は、①既計画部分の変更のみの場合は、既計画部分の変更に係る床面積の 1/2

②増築のみの場合は、増築部分の床面積

③既計画部分の変更と増築がある場合は、①と②の合計面積

※2：移転、大規模の修繕、大規模の模様替及び用途変更は対象床面積の 1/2

※3：用途変更の完了届については、手数料不要

※4：中間検査は、特定行政が特定工程（建物の用途、規模等）を指定したものに適用され、床面積については中間検査部分の床面積の合計となる。（建方工事等に関する中間検査については、基礎の中間検査に係る面積を除く）

※5：「完了検査（中間検査を受けた場合）」の欄の適用は、建築基準法第7条の3第1項の検査又は第18条第29項の検査を受けた場合に限る。（→指定確認検査機関による中間検査を受けた場合は適用できない）

※6：下段かっこ書きの金額は、建築基準法第6条の4第1項に規定する審査の特例を適用するもの及び第7条の5に規定する検査の特例を適用するもの。（1つの申請の中に特例が適用される建築物とされない建築物がある場合、特例の適用がないものとして手数料を算定する。）

※7：建築物省エネ法（仕様基準により確認申請内で審査するもの）の確認申請手数料の加算

省エネ仕様基準に適合させることにより省エネ適判を要しない建築物1棟ごとに、建築基準法の確認申請手数料（又は計画変更手数料）に上乗せして申請（別紙参照）

※8：建築物省エネ法の完了検査手数料の加算

建築物省エネ法の適合義務の対象となる建築物1戸・棟ごとに、建築基準法の完了検査手数料に上乗せして申請（3号特例の対象となる建築物又は建設住宅性能評価を行う場合を除く。）（別紙参照）

● 建築設備・工作物

新

(単位：円)

	小荷物専用昇降機	その他の建築設備（昇降機）	工作物
確 認	9,700	20,900	17,700
確 認 済み の 計 画 変 更	6,800	10,500	9,700
中 間 檢 査	18,800	27,100	21,000
完 了 檢 査	18,800	31,400	22,900
完 了 檢 査 (中 間 檢 査 を 受 け た 場 合)	18,800	27,100	

旧 (単位：円)

	小荷物専用昇降機	その他の建築設備（昇降機）	工作物
確 認	9,000	20,000	17,000
確 認 済み の 計 画 変 更	6,000	10,000	9,000
中 間 檢 査	18,000	26,000	20,000
完 了 檢 査	18,000	30,000	22,000
完 了 檢 査 (中 間 檢 査 を 受 け た 場 合)	18,000	26,000	

※1：1～2号建築物に昇降機を併願で申請する場合の手数料は、建築物+昇降機の料金となる。3号の場合、籠が住戸内のみを昇降するエレベーター、2号（3階以上、延べ面積500m²超、高さ16m超を除く。）に設けるエレベーターは、手数料不要。

※2：「完了検査（中間検査を受けた場合）」の欄の適用は、建築基準法第87条の4において準用する上記●建築物の※5の場合に限る（→指定確認検査機関による中間検査を受けた場合は適用できない）。